

相続税・贈与税

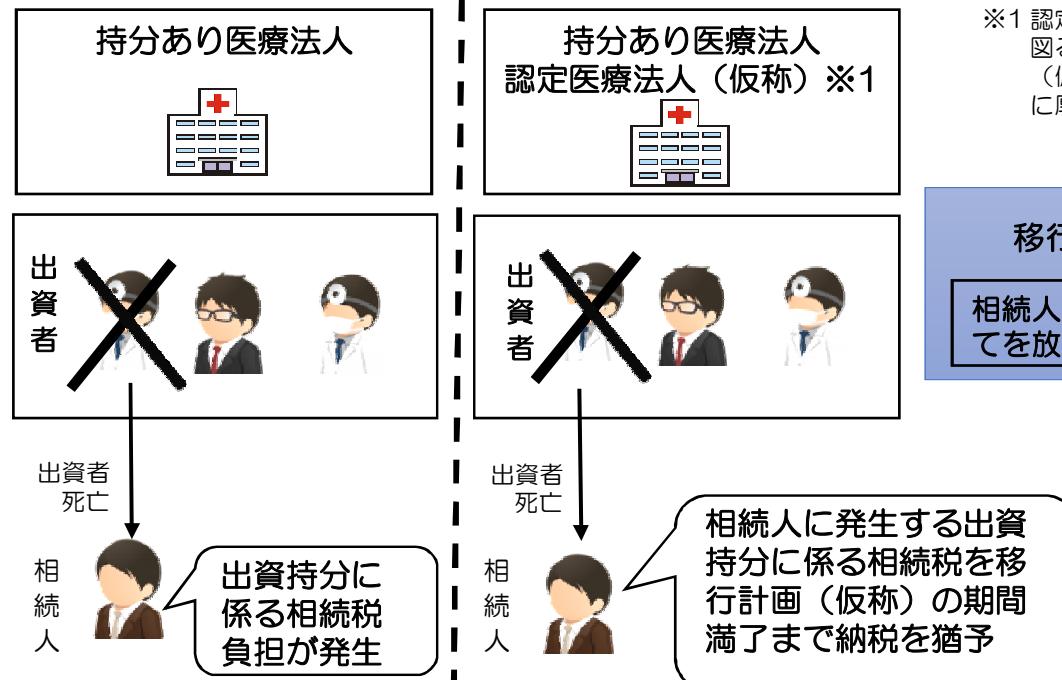
医業継続に係る相続税の納税猶予等の特例措置の創設①

ポイント

個人（以下「相続人」という。）が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人（仮称）であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画（仮称）の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。

改正内容

[改正前]



[改正案]

※1 認定医療法人（仮称）とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画（仮称）について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

移行期間

相続人が持分のすべてを放棄

持分なし医療法人



猶予税額を免除

（出典）厚生労働省資料を加筆修正

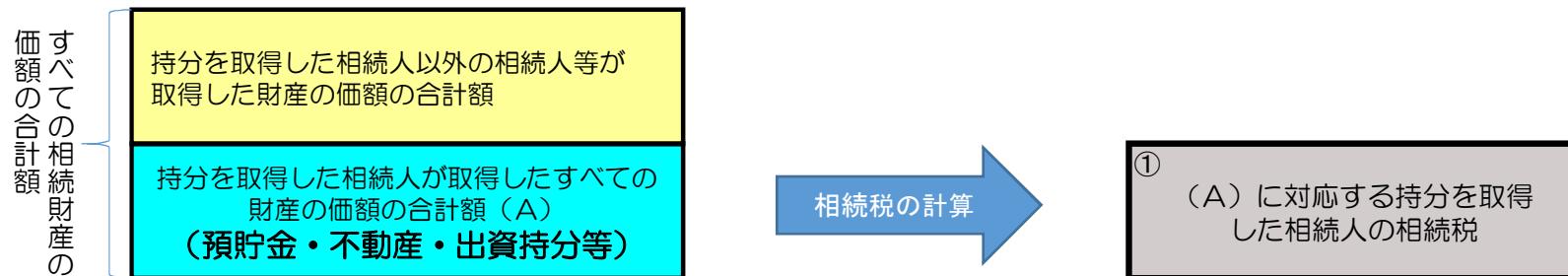
適用時期

移行計画（仮称）の認定制度の施行の日以後の相続または遺贈に係る相続税について適用

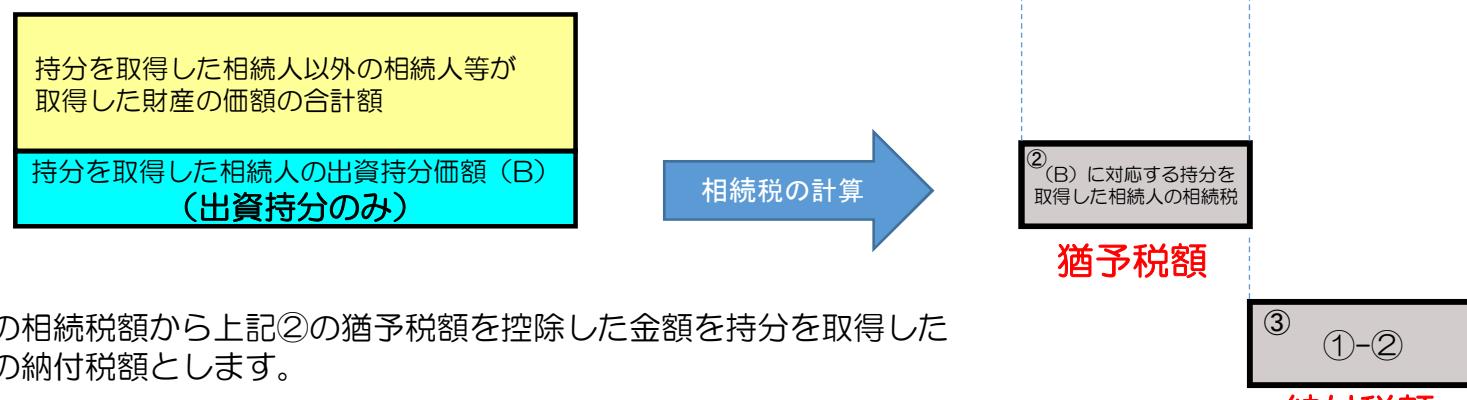
改 正 内 容

1. 税額の計算

①通常の相続税額の計算を行い、持分を取得した相続人の相続税額を算出します。



②持分を取得した相続人以外の者の取得財産は不变とした上で、当該相続人が持分のみを相続したものとして相続税額の計算を行い、当該相続人の相続税額を算出し、その金額を猶予税額とします。



③上記①の相続税額から上記②の猶予税額を控除した金額を持分を取得した相続人の納付税額とします。

改 正 内 容

2. 猶予税額の納付

移行期間内に持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合又は認定の取消し、持分の払戻し等の事由が生じた場合には、猶予税額を納付します。また、基金拠出型医療法人（仮称）に移行した場合には、持分のうち基金として拠出した部分に対応する猶予税額についても同様とします。

3. 利子税の納付

上記2により猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、相続税の申告期限からの期間に係る利子税を併せて納付します。

4. 税額控除

相続の開始から相続税の申告期限までの間に持分の全てを放棄した場合には、納税猶予は適用せず、上記1.の計算により算出される猶予税額に相当する金額（基金として拠出した部分に対応する金額を除く。）を相続人の納付すべき相続税額から控除します。

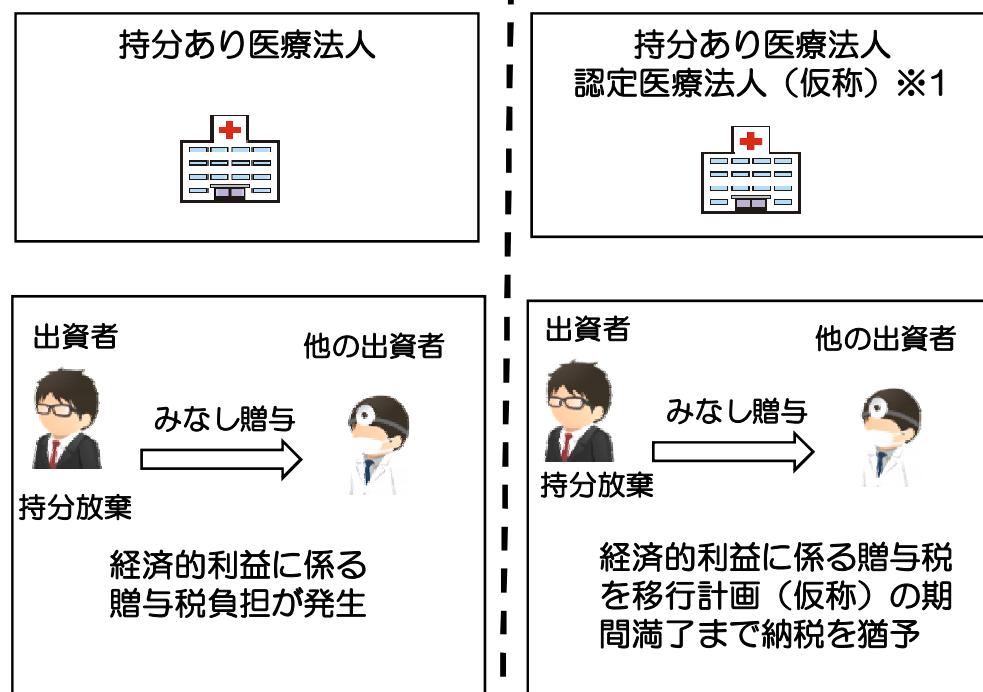
医業継続に係る贈与税の納税猶予等の特例措置の創設①

ポイント

持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額（経済的利益）に相当する額の贈与を受けたものとみなして（みなし贈与）当該他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人（仮称）であるときは、担保の提供を条件に、当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、当該経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、移行計画（仮称）の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。

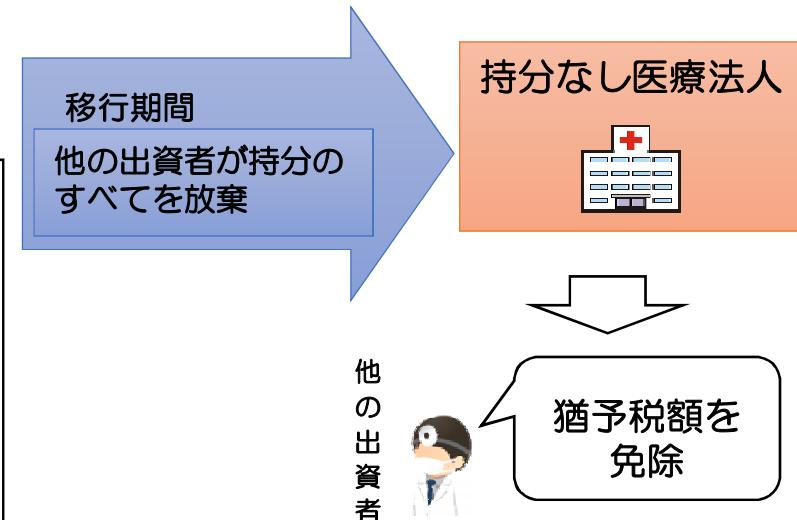
改正内容

[改正前]



[改正案]

※1 認定医療法人（仮称）とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画（仮称）について、認定制度の施行の日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。



(出典) 厚生労働省資料を加筆修正

適用時期

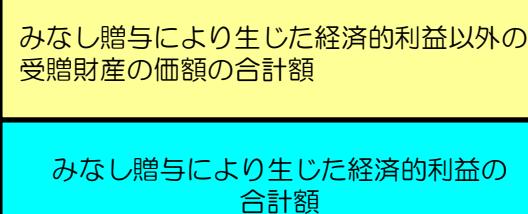
移行計画（仮称）の認定制度の施行の日以後のみなし贈与に係る贈与税について適用

改 正 内 容

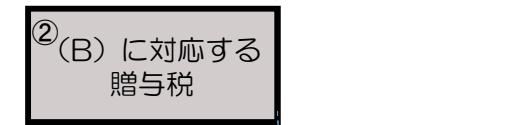
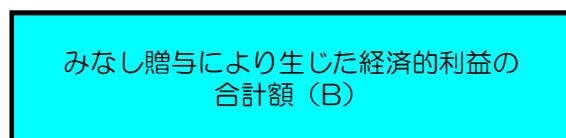
1. 税額の計算

①みなし贈与により生じた経済的利益及びそれ以外の受贈財産について通常の贈与税額を算出します。

のけ1
価た年
額す間
のべに
合て贈
計の与
額財を受
産(A)

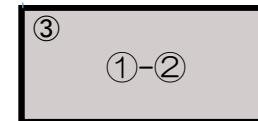


②みなし贈与により生じた経済的利益のみについて贈与税額を算出し、その金額を猶予税額とします。



猶予税額

③上記①の贈与税額から②の猶予税額を控除した金額を納付税額とします。



納付税額

2. 猶予税額の納付、利子税の納付及び税額控除については、相続税と同様。

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度①

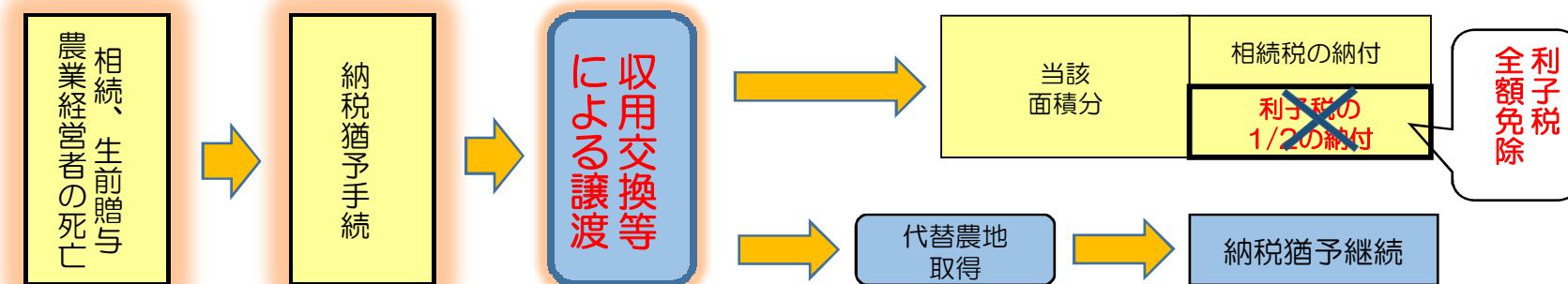
ポイント

農地の相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている農地について、収用等のために譲渡した場合に、利子税が全額免除となります（現行2分の1）。また、特例適用農地等を譲渡し、代替農地等を取得した場合の買換え特例について、要件が一部緩和されます。

改正内容

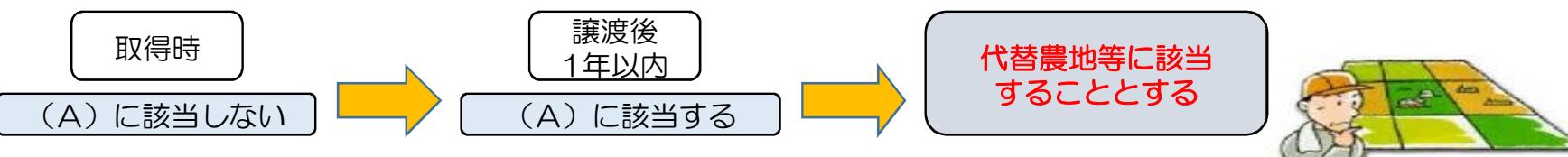
①利子税の免除

特例適用農地等を収用等のために譲渡した場合の利子税の特例について、平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に特例適用農地等を収用等のために譲渡した場合には、**利子税の全額（現行2分の1）が免除**されます。



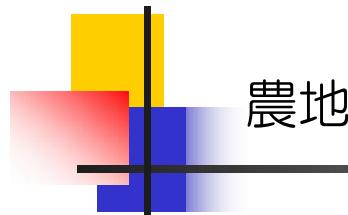
②代替農地等を取得した場合の要件緩和

特例適用農地等を譲渡し、代替農地等を取得した場合の買換え特例について、三大都市圏の特定市の特例適用農地等を収用等のために譲渡した場合には、取得時に「三大都市圏の特定市の生産緑地地区内の農地等又は市街化調整区域内の農地等（A）」に該当しないものであっても、譲渡後1年以内にこれらの農地等に該当することとなる土地については、代替農地等に該当することとなります。



適用時期

平成26年4月1日以後の収用等のための譲渡について適用



農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度②

ポ イ ン ト

農地の相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けていた農地について、収用等のために譲渡した場合に、納税猶予の継続が認められたときは、一定の要件を満たせば、その譲渡がなかったものとみなされるようになります。

改 正 内 容

③特例適用農地等を収用等のために譲渡した場合の納税猶予の継続

三大都市圏の特定市の特例適用農地等を収用等のために譲渡した場合に、納税猶予の継続が認められたときは、下記の要件を満たせば、その譲渡はなかったものとみなされます。

【適用要件】

譲渡後1年以内に、下記の土地について、譲渡対価の全部または一部に相当するものを納税猶予の適用対象とする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けること。

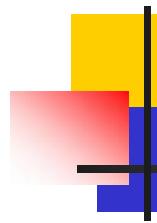
- (ア) 収用等のための譲渡があった日において、特例適用者が有していた特例適用農地等以外の三大都市圏の特定市の生産緑地地区内の農地等
- (イ) 収用等のための譲渡があった日において、特例適用者が有していた市街化調整区域内の農地等
- (ウ) 譲渡後1年以内に(ア) (イ) の農地等に該当することとなる土地
(譲渡をした特例適用農地等に係る相続等の開始前において有していたものを除きます。)

【譲渡がされたものとみなす場合】

譲渡後1年経過する日において、その譲渡対価の額の全部又は一部に相当する価額の農地等が納税猶予の適用対象とされていない場合には、譲渡した特例適用農地等のうち納税猶予の適用対象とされなかった価額に相当する部分については、その日において譲渡がされたものとみなされます。

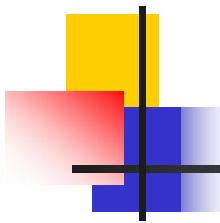
適 用 時 期

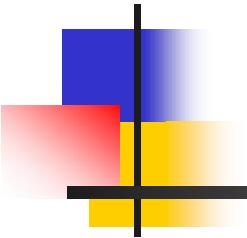
平成26年4月1日以後の収用等のための譲渡について適用



相続税・贈与税 その他の改正

特 例	改 正 内 容
相続税法上のみなし相続財産	<p>次に掲げる一時金等について、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とされます。</p> <p>①小規模企業共済法施行令の改正を前提に、小規模企業共済制度の加入対象者に追加される小規模企業者の死亡に伴い支給を受ける一時金</p> <p>②被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律等の施行により、国家公務員共済、地方公務員共済及び私立学校教職員共済に創設される退職等年金給付のうち共済組合員等の死亡に伴い遺族が支給を受ける一時金等</p>
子ども・子育て支援法等の施行に伴う改正	<p>①幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人又は社会福祉法人に対する寄附について、相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象とされます。</p> <p>②幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする認定特定公益信託について、相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象とされます。</p> <p>③相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業又は小規模保育事業、家庭的保育事業若しくは事業所内保育事業を行う者が加えられます。</p> <p>④学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園又は小規模保育事業、家庭的保育事業若しくは事業所内保育事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置が講じられます。</p>
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に、地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合しない既存住宅を取得した場合において、当該既存住宅の取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たす既存住宅用家屋が加えられます。
相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度	対象となる法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人が加えられます。
特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例及び計画伐採に係る相続税の延納等の特例	森林法施行規則の改正を前提に、改正後の認定基準により森林経営計画の認定を受けた場合にも、適用することとされます。





個人所得課稅

給与所得控除の見直し①

ポイント

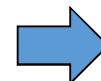
給与収入から差し引かれる給与所得控除額については、現行では給与収入が1,500万円超を対象に245万円の上限が設けられていますが、改正案では給与収入の上限が引き下げられます。

改正内容

平成28年分の給与収入が1,200万円超については230万円、
平成29年分以後の給与収入が1,000万円超については220万円に、給与所得控除の上限が引き下げられます。

[現行]

給与収入額 (A)	給与所得控除額
180万円以下	A×40% (最低65万円)
180万円超360万円以下	(A-180万円)×30%+72万円
360万円超660万円以下	(A-360万円)×20%+126万円
660万円超1,000万円以下	(A-660万円)×10%+186万円
1,000万円超1,500万円以下	(A-1,000万円)×5%+220万円
1,500万円超	245万円



[改正案①] 平成28年分

給与収入額 (A)	給与所得控除額
180万円以下	A×40% (最低65万円)
180万円超360万円以下	(A-180万円)×30%+72万円
360万円超660万円以下	(A-360万円)×20%+126万円
660万円超1,000万円以下	(A-660万円)×10%+186万円
1,000万円超1,200万円以下	(A-1,000万円)×5%+220万円
1,200万円超	230万円

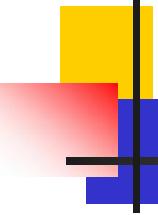
[改正案②] 平成29年分以後

給与収入額 (A)	給与所得控除額
180万円以下	A×40% (最低65万円)
180万円超360万円以下	(A-180万円)×30%+72万円
360万円超660万円以下	(A-360万円)×20%+126万円
660万円超1,000万円以下	(A-660万円)×10%+186万円
1,000万円超	220万円

※個人住民税についても同じように影響を受けます。

適用時期

改正案① 平成28年1月より適用 (住民税については平成29年度分について適用)
改正案② 平成29年1月より適用 (住民税については平成30年度分以降について適用)



給与所得控除の見直し②

改 正 内 容

		給 与 収 入		
		1,000万円	1,200万円	1,500万円
現 行	所得税	107万円	153万円	248万円
	住民税	74万円	93万円	122万円
	復興特別所得税	2万円	3万円	5万円
	合計	183万円	249万円	375万円
改正案 (平成28年分)	所得税	107万円	153万円	252万円
	住民税	74万円	93万円	123万円
	復興特別所得税	2万円	3万円	5万円
	合計 (現行との差額)	183万円 (0万円)	249万円 (0万円)	380万円 (5万円)
	所得税	107万円	157万円	256万円
改正案 (平成29年分以後)	住民税	74万円	94万円	124万円
	復興特別所得税	2万円	3万円	5万円
	合計 (現行との差額)	183万円 (0万円)	254万円 (5万円)	385万円 (10万円)

- ※ 給与収入以外の収入はないとし、所得控除は基礎控除のみとして試算しています。
- ※ 住民税については10%、復興特別所得税については、所得税×2.1%として試算しています。
- ※ 万円未満の端数については切捨てをしています。

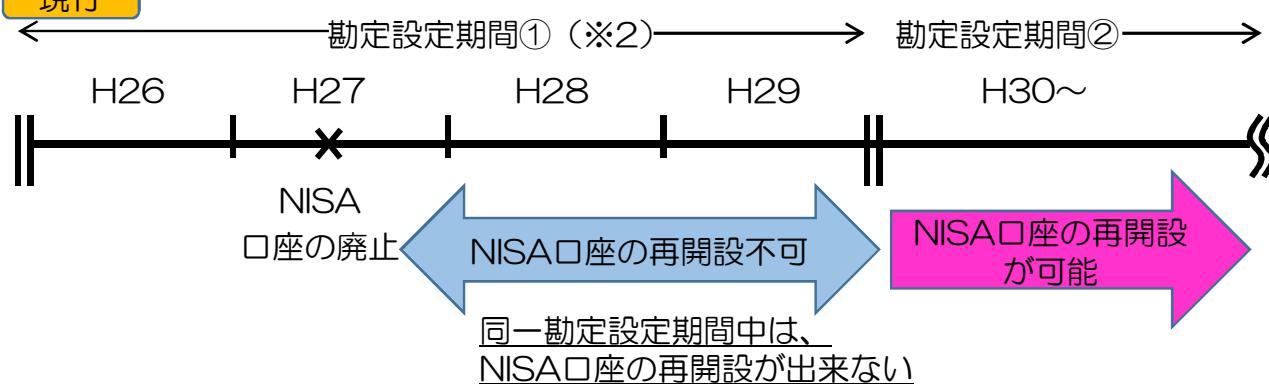
NISA非課税口座廃止後の再開設

ポイント

海外転勤等でNISA口座を廃止した場合であっても、翌年以降にNISA口座の再開設が可能になります。
(※1)

改正内容

現行



※1 NISA口座開設の要件

居住者又は
国内に恒久的施設を有する
非居住者で、一定の者

⇒海外転勤等により該当し
なくなった場合はNISA口
座を廃止しなければなりま
せん。

改正案



※2 勘定設定期間

現行では、勘定設定期間に
ごとに1人につき1つの金融
機関でしかNISA口座を開
設できません。

①H26.1/1～H29.12/31

②H30.1/1～H33.12/31

③H34.1/1～H35.12/31

適用時期

平成27年1月1日以後に一定の届出書が提出される場合に適用

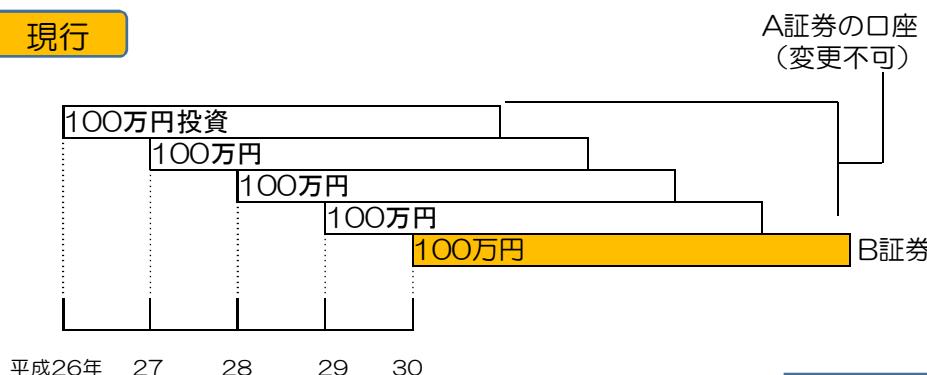
NISA口座を開設する金融機関の変更

ポイント

NISA口座を開設する金融機関を、平成27年1月から毎年変更できるようになり、複数の金融機関から投資商品が選択できるようになります。

改正内容

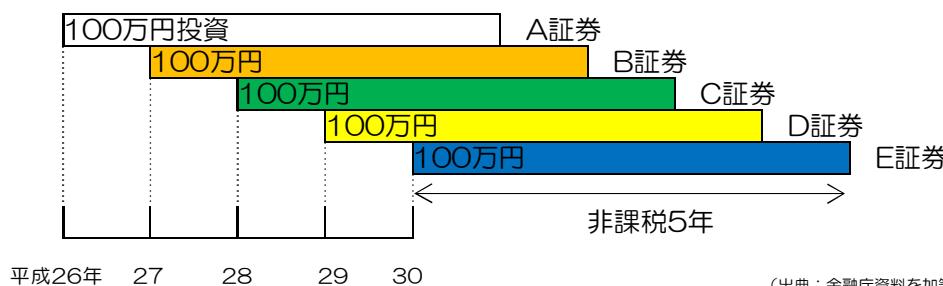
現行



非課税枠を毎年100万円ずつ追加できますが、現行の制度上、非課税口座は、いったん開設すると同一勘定設定期間内（最長4年間）は同じ金融機関で投資する必要があります。

改正案

（毎年金融機関を変える場合）

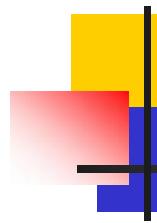


同一勘定設定期間内でも、毎年の非課税枠100万円を、前年口座を開いた金融機関とは別の金融機関で投資できるようになるため、5年連続で別々の口座を作れば、5つの金融機関にNISA口座を持てるようになります。

居住者等は、希望の金融商品を取り扱っている金融機関を選びやすくなります。

適用時期

平成27年1月1日以後に変更届出書または廃止届出書が提出される場合



特定公社債の範囲の見直し

ポイント

平成27年12月31日以前に発行された特定公社債の範囲から、同族会社が発行する社債が除外され、一般公社債に分類されることになります。

改正内容

平成27年以前に同族会社が発行した社債の利子等のうち、平成28年以後に同族会社の株主等が支払いを受けるものについて、総合課税が適用されます。

⇒ 同族会社の株主等が、超過累進税率（現行所得税5～40%）と源泉分離課税（所得税15%）の税率の差額分を節税できる期間は、平成27年12月31日までとなります。

同族会社が発行した社債でその同族会社の株主等が支払いを受けるものの課税関係

H28.1.1前 支払		H28.1.1以後支払			
		現行		改正案	
		H27年以前発行	H28年以後発行	H27年以前発行	H28年以後発行
利子所得	20%源泉分離	20%申告分離	総合課税	総合課税	総合課税
譲渡所得(売却益)	非課税	20%申告分離	20%申告分離	20%申告分離	20%申告分離
雑所得(償還差益)	総合課税	20%申告分離	総合課税	総合課税	総合課税

(※1) 特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債その他一定のものをいい、現行制度上、平成27年12月31日以前に発行された公社債が含まれていましたが、今回の改正で同族会社が発行した社債が除外されます。

(※2) 一般公社債とは、特定公社債以外の公社債をいいいます。

(※3) 平成25年～平成49年は、所得税額に対して復興特別所得税（所得税額×2.1%）が上乗せされます。

適用時期

平成28年1月1日以後に支払を受けるものについて適用

ストックオプション税制の見直し

ポイント

税制非適格ストックオプションとなる新株予約権等を権利行使前に発行法人に譲渡した場合は、給与所得等(※)とみなして課税されることになります。

改正内容

	現 行	改 正 案
権利行使前に 発行法人へ譲渡	譲渡所得	給与所得等
権利行使	給与所得等	給与所得等

従来は税制非適格ストック・オプションを付与された者が、
その権利行使前にその新株予約権等をその発行法人に譲渡した場合には、
譲渡所得(申告分離課税)として税率20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が適用され、
高額所得者は権利行使するより低い税率で会社から金銭を受けることができるという節税策がありました。

今回の改正案では、当該譲渡を給与所得等とすることでその節税策が封じられることになります。

※ 紙与所得等とは、給与所得、事業所得、退職所得、一時所得、雑所得をいい、発行法人との関係に応じて所得区分が異なります。

適用時期

平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用

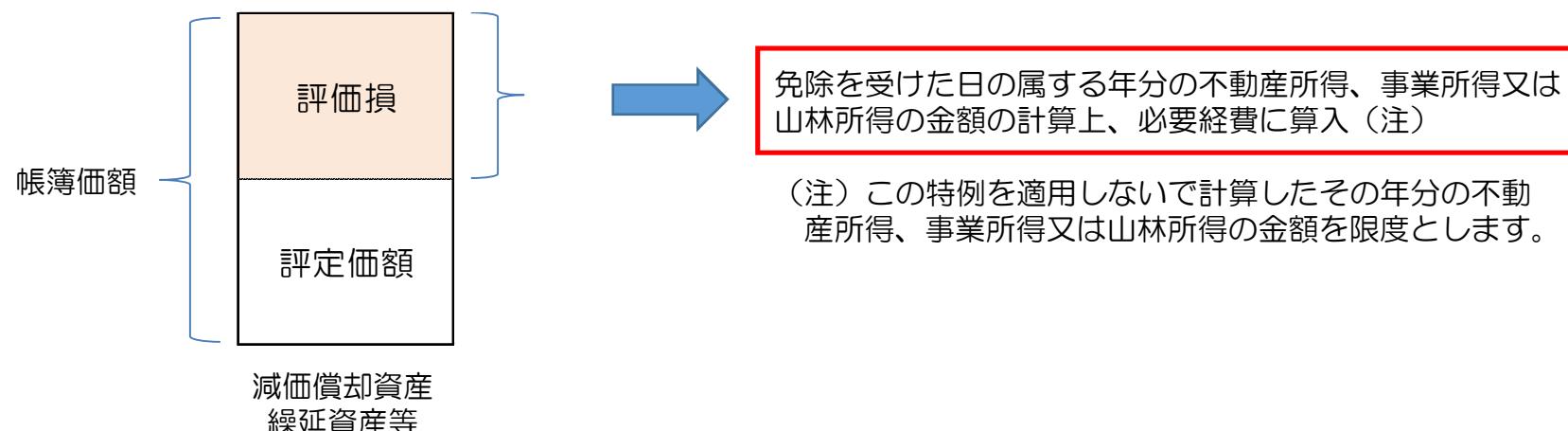
個人事業者の資産の評価損の必要経費算入特例

ポイント

法人については企業再生税制において資産の評価損の計上が認められていましたが、個人事業者についても一定の資産の評価損を必要経費に算入する制度が創設されます。

改正内容

事業を営む個人が、その有する債務につき、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき作成されていることその他の要件を満たすものに基づき免除を受けた場合において、当該準則に定められた方法により減価償却資産及び繰延資産等の評定を行っているときは、これらの資産の評価損の額に相当する金額を必要経費に算入する特例が創設されます。



適用時期

適用時期は現在のところ明らかになっていません。

個人の債務免除益の総収入金額不算入

ポイント

所得税基本通達36-17に債務免除益の特例（注）がありますが、破産法等の規定により債務免除を受けた場合に債務免除益のうち一定の金額を総収入金額に算入しない制度が創設されます。

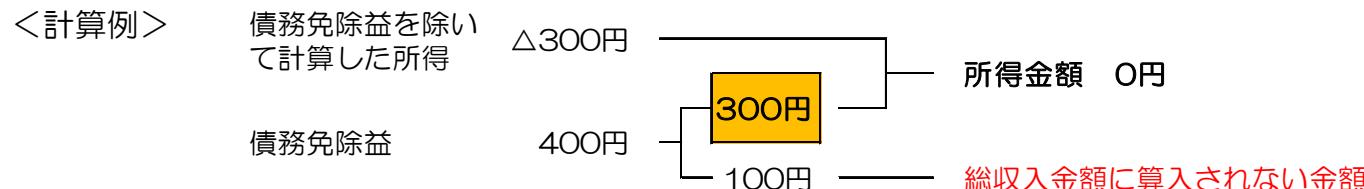
（注）所得税法基本通達36-17（債務免除益の特例）

債務者が資力を喪失して弁済することが著しく困難な場合に受けた債務免除益は総収入金額に算入しないものとする。

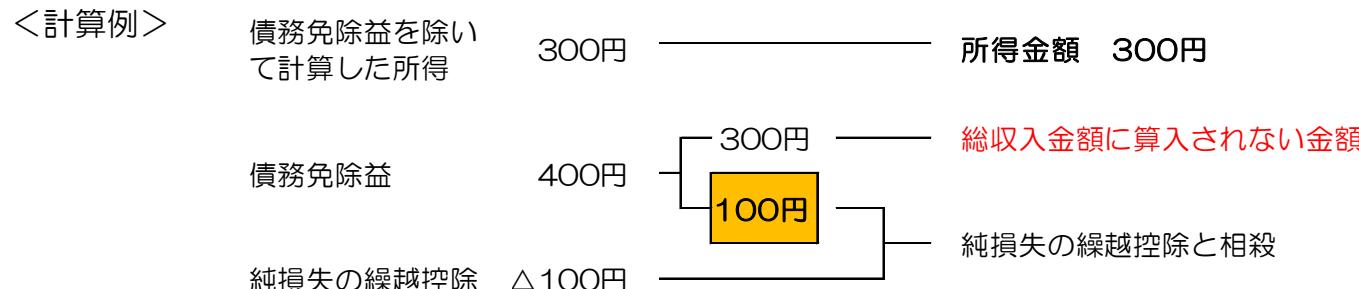
改正内容

個人が、その有する債務につき、破産法等により債務免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされます。ただし、経済的な利益の額のうち、次に掲げる金額に相当する部分については、総収入金額に算入されます。

1. 当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の額がないものとして当該債務を生じた業務に係る各種所得の金額を計算した場合に当該各種所得の金額の計算上生じる損失の金額

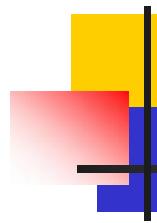


2. 当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の額を当該債務を生じた業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入して計算した場合に、その生じる各種所得の金額から純損失の繰越控除により控除すべきこととなる金額



適用時期

適用時期は現時点のところ明らかになっていません。



公益法人等へ株式を寄附した場合の譲渡所得等非課税制度の見直し

ポイント

個人が公益法人等に対して株式を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例について株式の保有割合に関する要件が追加されます。

改正内容

個人が土地、建物などの資産を法人に寄附した場合には、これらの資産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり部分にたいして所得税が課税されます。

ただし、これらの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられています。その非課税特例の要件に株式の保有割合が追加されます。

【承認要件】

現 行	改正内容
1. 寄附が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。	同左
2. 寄附財産が、その寄附日から2年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供され、または供される見込みであること。	同左
3. 寄附により寄附した人の所得税の負担を不当に減少させ、または寄附した人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないこと。	左記の条件に、株式の寄附を受けた公益法人等が当該寄附によりその株式発行法人の発行済株式の総数の2分の1を超えて保有することにならないことが追加。

適用時期

平成26年4月1日以後に行われる株式の寄附について適用。

ゴルフ会員権等に係る売却損の損益通算等の廃止

ポ イ ン ト

ゴルフ会員権等に係る売却損について、他の所得等との損益通算等が廃止されます。

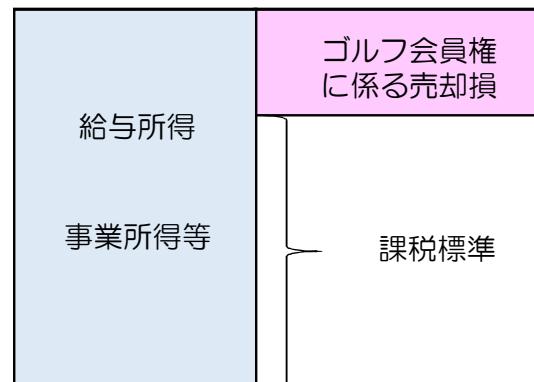
改 正 内 容

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）が加えられます。

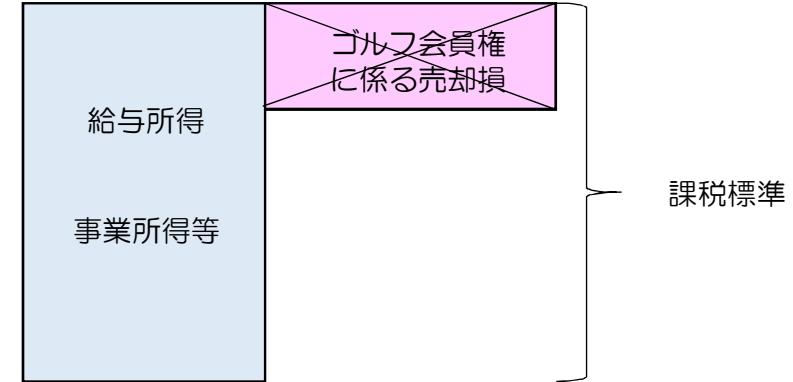
譲渡損失 ・・・ 売却により生じた損失

雑損控除 ・・・ 災害、盗難、横領により生じた損失

[現行]



[改正案]



適 用 時 期

平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用

公的年金等に係る確定申告不要制度の見直し

ポイント

源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者は公的年金等に係る確定申告不要制度を適用することができなくなります。

改正内容

1. 公的年金等に係る確定申告不要制度の見直し

(1) 内容

公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者は同制度を適用できることになります。

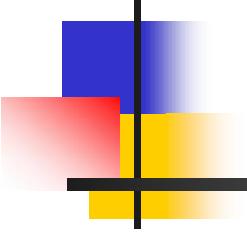
(2) 申告不要を適用できるケースは下記の表の○印の場合に限られることになります。従って、×印の場合には確定申告をしなければならないことになります。

	公的年金等の収入金額が400万円以下で 公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合	左記以外の場合
現 行	○	×
改正案	全ての公的年金等が源泉徴収の対象となっている場合	左記以外の場合
	○	×

2. 2以上の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者をいずれの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかの判定の基礎となる申告書等の範囲に、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を加えることになります。

適用時期

1については平成27年分以後の所得税、2については平成26年分以後の所得税について適用



土地住宅税制

相続税の取得費加算の特例の縮小①

ポイント

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例について、土地等を譲渡した場合の取得費に加算できる金額が縮小されます。相続発生後、土地等を売却して相続税の納税資金を確保する場合には不利な改正です。

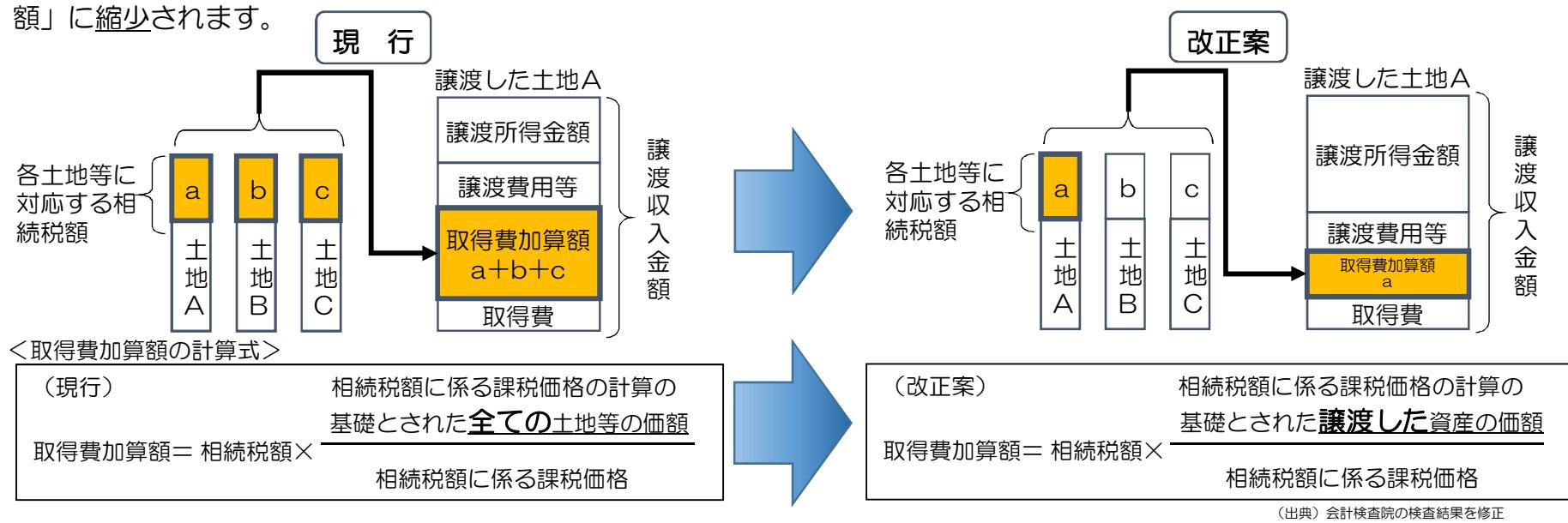
改正内容

【制度内容】

相続税の取得費加算の特例とは、相続税の課税対象となった相続財産を、相続の開始があった日の翌日から相続税申告書提出期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡した場合に、譲渡資産に係る相続税相当額を譲渡資産の取得費に加算することができる制度です。相続した土地等を譲渡した際に、相続税と所得税が相次いで課税されることに配慮する形で、相続人の負担を軽減する目的で設けられた特例措置です。

【改正案】

相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、当該土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続した「全ての土地等に對応する相続税相当額」から、「その譲渡した土地等に對応する相続税相当額」に縮少されます。



適用時期

平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用

相続税の取得費加算の特例の縮小②（計算例）

計算例

※平成26年1月1日現在の税法に基づき試算（復興特別所得税は考慮せず）

1.前提条件

相続した土地Aを譲渡
法定相続人 子1人のみ
相続税額 1億円
譲渡金額 1億2,000万円
取得費 600万円
譲渡費用 400万円

相続財産	相続税評価額
土地A	1億円
土地B	1億5,000万円
土地C	9,000万円
その他財産	1,250万円
合計	3億5,250万円

相続税の取得費加算の特例の適用要件は全て満たしている者と仮定

2.現行

譲渡金額1億2,000万円 - (取得費600万円 + 譲渡費用等400万円 + 取得費加算額9,600万円) = 譲渡所得金額1,400万円
譲渡所得金額1,400万円 × 税率20%（所得税・住民税） = 280万円

$$\text{取得費加算額の計算} = \frac{\text{相続税額に係る課税価格の計算の基礎とされた全ての土地等の価額（3億4,000万円）}}{\text{相続税額に係る課税価格（3億5,250万円）}} \div 9,600万円$$

相続税額 (1億円) ×

3.改正案

譲渡金額1億2,000万円 - (取得費600万円 + 譲渡費用等400万円 + 取得費加算額2,800万円) = 譲渡所得金額8,200万円
譲渡所得金額8,200万円 × 税率20%（所得税・住民税） = 1,640万円

$$\text{取得費加算額の計算} = \frac{\text{相続税額に係る課税価格の計算の基礎とされた譲渡した土地等の価額（1億円）}}{\text{相続税額に係る課税価格（3億5,250万円）}} \div 2,800万円$$

相続税額 (1億円) ×

4.増税額

現行制度での譲渡所得税の試算額は280万円ですが、改正案では1,640万円となり、税額が1,360万円増加します。

居住用財産の買換特例等の延長

ポイント

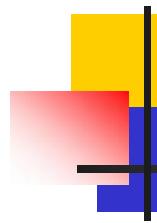
(1) の居住用財産の売却で1億円を超える場合、売却益に対する課税の繰り延べが使えなくなります。マイホームの買い換えを行うときには、手元資金が少なくなる可能性があります。

改正内容

特例内容	制度の内容	取扱い(適用期限等)
(1) 特定居住用財産の買換え 等の場合の長期譲渡所得の課税の特例  →  売却益→課税の繰り延べ	個人が所有期間 10年超の居住用財産 を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合に 譲渡益 が発生したときは、課税が繰り延べられます。	①譲渡資産の譲渡対価に係る要件が 1.5億円以下 から 1億円以下 に縮小されます (平成26年1月1日以後の譲渡から適用)。 ②適用年度が 2年間延長
(2) 居住用財産の買換え 等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例  →  売却損→他の所得と損益通算	個人が所有期間 5年超の居住用財産 を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合に 譲渡損失 が発生したときは、 他の所得との損益通算 及び翌年以後3年間の繰越控除が認められます。	適用年度が 2年間延長
(3) 特定居住用財産の 譲渡損失 の損益通算及び繰越控除の特例  売却損→他の所得と損益通算	個人が所有期間 5年超の居住用財産 を譲渡し、 譲渡損失 が発生したときは、譲渡した資産に係る住宅ローン残高から譲渡価格を控除した額を限度に、他の所得との損益通算及び翌年以後3年間の繰越控除が認められます。	適用年度が 2年間延長

適用時期

平成27年12月31日まで延長



優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例

ポイント

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率）が、3年間延長されるとともに、拡充されます。

改正内容

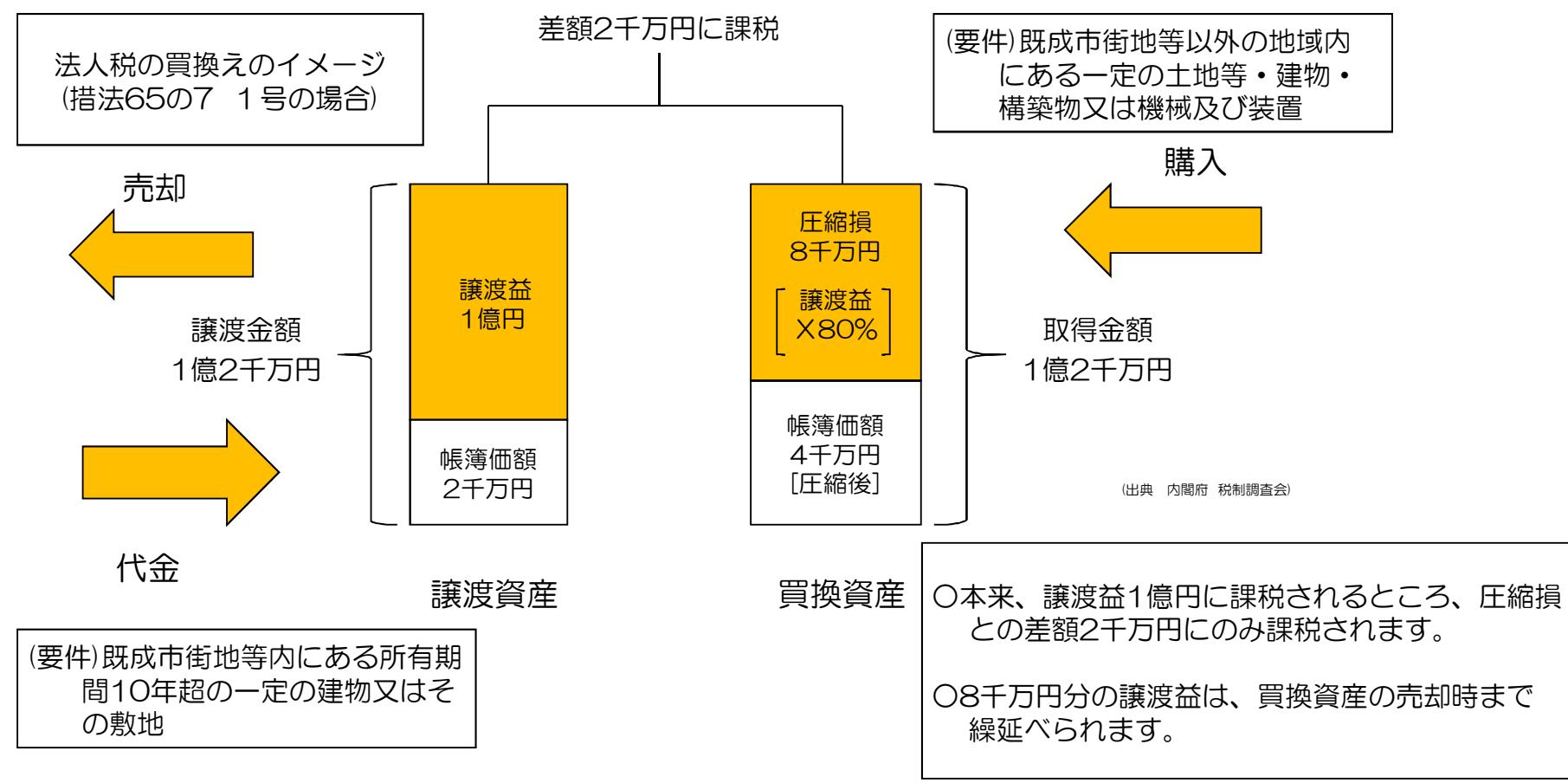
特例	改正内容	
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 【租税特別措置法31条の2】	適用期限を <u>3年間延長（平成28年12月31日まで）</u> 。 【一般の長期譲渡所得】 一律 15% (5%)	【軽減税率の長期譲渡所得】 2,000万円超 15% (5%) <u>2,000万円以下 10% (4%)</u> 一定の事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡のうち、2,000万円以下の部分について左記のとおり税率を軽減。 ※かっこ書きは、住民税の税率 ※復興特別所得税は考慮せず
都市再生推進法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 【創設】	都市再生特別措置法の改正を前提に、適用対象となる特定の民間再開発事業及び既成市街地等内にある土地等内の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例等の適用対象となる特定民間再開発事業の施行区域の範囲に、「 <u>都市再生特別措置法の認定区域整備事業計画（仮称）</u> 」の区域を追加。 ①都市開発事業等の用に供される土地の供給等の業務を行う一定の都市再生推進法人に対する当該業務を行うために直接必要な土地等を譲渡した場合にも、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例【租税特別措置法31条の2】が適用。 ②一定の都市再生推進法人が行う都市再生整備計画又は立地適正化計画（仮称）に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合にも、特定の民間住宅造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除【租税特別措置法34条の2】が適用。	

特定事業用資産の買換え特例の見直し ①制度概略

ポイント

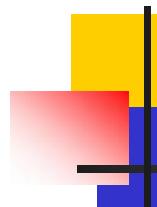
特定事業用資産の買換えの場合等の課税の特例について、9号買換え以外の措置について一部見直しをおこなった上で、その適用期限が3年延長されます。

制度内容



適用時期

(法人税) 平成29年3月31日まで延長
(所得税) 平成29年12月31日まで延長



特定事業用資産の買換え特例の見直し ②改正内容

改正内容

【新規】

目的	内容等
都市再生特別措置法の改正を前提に、都市機能誘導区域（仮称）以外の区域から都市機能誘導区域（仮称）内への買換え	都市再生特別措置法の改正を前提に、都市機能誘導区域（仮称）以外の地域内にある土地等、建物等又は構築物から都市機能誘導区域内にある土地等、建物等、構築物又は機械装置で、認定区域整備事業計画（仮称）に記載された誘導施設（仮称）において行われる事業の用に供されるものへの買換えを適用対象に加える。

【一部改正等】

号数	目的	改正内容等
1	既成市街地等の内から外への買換え	農林業用以外の買換資産の対象区域に都市開発区域が追加。
2	市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え	買換資産を認定農業者又は認定就農者が取得する一定の特定資産に限定。
3	航空機騒音障害区域の内から外への買換え	譲渡資産を特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等の規定により譲渡されるものに限定。
4	誘致区域の外から内への買換え	都市開発区域に係る措置が除外。
5	都市開発区域等の外から内への買換え	
6	市街地再開発事業による買換え	買換資産を市街地再開発事業の施行区域の面積が5,000m ² 以上である場合のその施行区域内にあるものに限定するとともに、買換資産から地上階数4以上の中高層の耐火建築物以外のもの及び建築物のうち住宅の用に供される部分が除外。
7	農用地区域等内にある土地等の買換え	譲渡資産を農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地等に限定するとともに、買換資産を農用地利用集積計画により認定農業者又は認定就農者が取得する一定の土地等に限定。
8	防災再開発促進地区内にある土地等の買換え	所要の経過措置を講じた上、対象区域を地震時等において著しく危険な密集市街地に限定。
10	船舶から船舶への買換え	(イ) 譲渡資産から、船齢45年以上である港湾の作業船を除外し、買換資産に環境への負荷低減に係る要件等に該当する港湾の作業船が追加。 (ロ) 譲渡資産のうち、港湾の作業船以外の船舶を船齢が25年未満のものに限定するとともに、買換資産について、漁船にあっては船齢が15年未満のものに限定するほか、外航船舶及び内航船舶の環境への負荷低減に係る要件が見直し。

その他・・・対象となる資産の譲渡及び取得の範囲から、非適格現物分配による譲渡及び取得を除外（震災特例法についても同様）。

老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例措置の創設・延長①

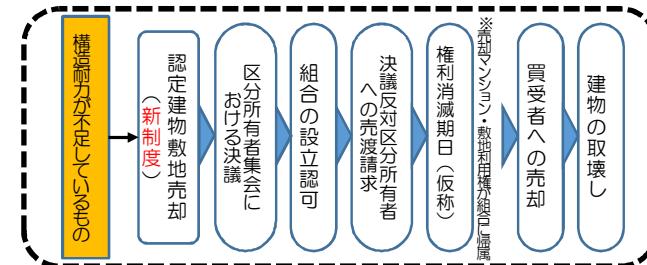
ポイント

老朽化マンションの建替え等を促進するため、「マンション建替えの円滑化等に関する法律」の改正と共に、建替えの施行者等に対して、登録免許税・不動産取得税・事業所税・法人税等の非課税措置が延長・創設されます。

改正内容

【老朽マンション対策に係る制度】

特に建替え対策が必要な老朽化マンションについて、建替え等を促進するため、「マンション建替えの円滑化等に関する法律」の改正により新たな権利調整ルールが創設され、税制上の特例措置の延長・創設がおこなわれます。



【マンション建替えに係る税制の特例（施行者等に係る特例）】

1. 登録免許税の特例（現行）⇒平成28年3月31日まで2年間延長

マンション建替事業の施行者等が受ける登記等に対する免税措置

- ①権利変換手続開始の登記
- ②マンション建替組合が売渡請求等により取得する区分所有権、敷地利用権の登記
- ③権利変換後の土地に関する登記

2. 認定建物敷地制度の創設に伴う改正

不動産取得税	認定建替事業・認定建物敷地売却により施行者が取得する区分所有権等の非課税措置（2年間）
登録免許税	マンション敷地売却組合（仮称）が受ける登記等に対する免税措置 ①分配金取得手続開始の登記（仮称） ②売渡請求権の行使により取得する区分所有権・敷地利用権の取得の登記 ③権利消滅期日（仮称）後の建物及び土地に関する権利について必要な登記
法人税・ 法人住民税・事業税	マンション敷地売却組合（仮称）を公益法人等とみなした非収益事業所得の非課税措置
事業所税	マンション敷地売却組合（仮称）の非収益事業に係る非課税措置
消費税	マンション敷地売却組合（仮称）を消費税法別表第三に掲げる法人とみなすことによる資産の譲渡等の時期の特例、申告・納付期限の特例の適用等

老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例措置の創設・延長②

ポイント

老朽化マンションの建替え等を促進するため、「マンション建替えの円滑化等に関する法律」の改正と共に、転出者の所得税・個人住民税について、軽減税率、特別控除、総収入金額の不算入措置などの税負担を軽減する措置が講じられます。

改正内容

転出者に対する所得税・個人住民税

優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例

改正後の「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（仮称）」に規定するマンション敷地売却（仮称）に伴う売渡し請求又は分配金取得（仮称）に基づく当該マンション敷地売却を施行する者に一定の要件の下で土地等が買取られる場合が加えられます。

一般

一律15%
(5%)

軽減税率

2,000万超
15%
(5%)
2,000万以下
10%
(4%)

※カッコ書きは住民税の税率を示しております。
なお、他に復興特別所得税が課税されます。

特定の民間住宅地造成事業のため
に土地等を譲渡した場合の
1,500万円特別控除

建築物の耐震改修の促進に関する法律
に規定する通行障害既存耐震不適格建
築物に該当するマンション敷地の用に
供されている土地等が、「マンション
の建替え等の円滑化に関する法律（仮
称）」の規定するマンション敷地売却
(仮称)に伴う売渡し請求又は分配金
取得（仮称）により当該マンション敷
地売却を施行する者に一定の要件の下
で買取られる場合が加えられます。

特別控除の特例

譲渡価額
(収入金額)

取得費
譲渡
費用
特別控除額
1,500万円

課税譲
渡所得
金額

移転等の支出に充てる借家人補償
金の総収入金額の不算入措置

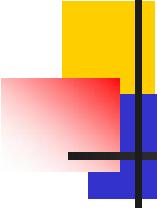
マンションの建替え等の円滑化に関する
法律に規定するマンション敷地売却に
伴い、マンションの借家権を有する
者が同法の規定により資産の移転等に
係る補償金の交付を受けた場合におい
て、その交付の目的に従って資産の移
転等の費用に充てたときは、一定の要
件の下で、その費用に充てた金額は各
種所得の金額の計算上、総収入金額に
算入されないこととされます。

総収入金額の不算入措置

借家人
補償金
(収入金額)
資産の
移転等
の費用
総収入
金額
不算入

適用時期

長期譲渡所得の軽減税率については平成28年12月31日まで3年間延長



土地等を譲渡した場合の課税の特例 その他

特 例	改 正 内 容
短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の軽減税率の特例 【租税特別措置法28条の4】	適用除外措置の範囲から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外するとともに、 <u>適用停止措置の期限（平成25年12月31日迄）</u> が平成29年3月31日まで延長。
短期譲渡所得の軽減税率の特例 【租税特別措置法32条】	適用除外措置の範囲から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡が除外。
収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等 【所得税 租税特別措置法33条】 【法人税 租税特別措置法68条70及び71】	①子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、 <u>地方公共団体等の設置に係る幼保連携型認定こども園及び一定規模以上の小規模保育事業の用に供する施設</u> の追加等の措置が講じられます。 ②独立行政法人中小企業基盤整備機構が工業再配置等業務に関連して卸電気事業者に代わり資産を買い取る場合における収用等証明書の記載事項の特例が廃止。
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除 【所得税：租税特別措置法34条】 【法人税：租税特別措置法65条の3】	適用対象に、 <u>地方独立行政法人法施行令の改正</u> に伴い、 <u>重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が博物館又は植物園（一定のものに限る）の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人</u> に買い取られる場合が追加。
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除 【所得税：租税特別措置法34条の3】 【法人税：租税特別措置法65条5】	①適用対象に、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構（一定のものに限る）に農用地区域内にある農用地等を譲渡した場合を追加。 ②適用対象となる山林に係る土地の譲渡に係る当該土地を取得した者は、森林經營計画について、 <u>森林法施行規則の改正</u> を前提に、 <u>改正後の認定基準</u> に従って作成し、認定を受けた者となります。
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例等 【租税特別措置法37条の5】	適用対象となる特定民間再開発事業の施行区域について、次の措置が講じられます。 ①都市再生特別措置法の認定区域整備事業計画（仮称）の区域が追加。 ②都市計画法の地区計画の区域及び都市再生特別措置法の認定整備事業計画の区域を除外。

不動産に関するその他の改正（登録免許税）

ポイント

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備が進み、市場規模の拡大を通じた経済の活性化のため、一定の住宅に関する登録免許税の軽減措置が創設されます。

改正内容

（注）創設・延長された内容を一部抜粋

①買取再販で扱われる住宅用家屋の取得に係る移転登記の登録免許税の軽減（創設）

個人が、買取再販で扱われる住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の1（一般住宅1,000分の3、本則1,000分の20）に軽減する措置が講じられます。

項目	内容	本則税率	軽減税率
買取再販で扱われる住宅用家屋の取得に係る所有権の移転登記	個人が、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の住宅用家屋を取得する場合における当該住宅用家屋に係る所有権の移転登記	2.0%	0.1%

②住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減（延長）

一定の住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置が2年間延長されます。

項目	内容	本則税率	軽減税率
特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等	個人が、平成28年3月31日までの間に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により認定された特定認定長期優良住宅に該当するものの取得をし、自己の居住の用に供した場合の保存又は移転登記	保存 0.4% 移転 2.0%	保存 0.1% 移転 0.1% ※
認定低炭素住宅の所有権の保存登記等	個人が、平成28年3月31日までの間に「都市の低炭素化の促進に関する法律」により認定された認定低炭素住宅に該当するものを取得し、自己の居住の用に供した場合の保存又は移転登記	保存 0.4% 移転 2.0%	保存 0.1% 移転 0.1%

※一戸建ての特定認定長期優良住宅の移転登記にあたっては、0.2%となります。

適用時期

- 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで適用
- 平成28年3月31日まで延長

不動産に関するその他の改正（固定資産税・不動産取得税）

ポイント

一定の住宅に関する固定資産税・不動産取得税の軽減措置が延長されます。

改正内容

（注）延長された内容を一部抜粋

①固定資産税

下記の減額措置が2年間延長されます。

項目	減額措置	減額期間
新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置	120m ² まで1/2減額	マンション 5年 戸建て 3年
新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置		マンション 7年 戸建て 5年

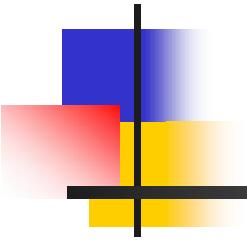
②不動産取得税

下記の減額措置が2年間延長されます。

項目	内容
宅地建物取引業者等が取得した土地の特例措置	新築後1年（本則6月）を経過した日において分譲されていない建売住宅がある場合、その土地に係る不動産取得税は宅地建物取引業者に課税
新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措置	土地を取得した日から3年以内（本則2年）にその土地の上に住宅が新築された場合等一定の場合は、不動産取得税を減額。 (200m ² を限度として住宅の床面積の2倍までの税額を減額)
新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置	課税標準からの控除額を一般住宅より増額 (一般住宅) 1,200万円 ⇒ (認定長期優良住宅) 1,300万円

適用時期

①②平成28年3月31日まで適用



消費稅

簡易課税制度の見直し・課税売上割合の計算方法の改正

ポイント

簡易課税制度の適用を受ける金融業、保険業、不動産業のみなし仕入率の改正が行われます。また、課税売上割合の計算上において、金銭債権の譲渡に係る取扱いの改正が行われます。

改正内容

1.みなし仕入率の改正

簡易課税制度を適用した場合のみなし仕入率が、下記のように改正されます。

事業区分	業種区分	みなし仕入率
第1種	卸売業	90%
第2種	小売業	80%
第3種	製造業	70%
第4種	その他の事業 金融業及び 保険業	60%
第5種	サービス業	50%

改正

- 金融業及び保険業
60%⇒50%
- 不動産業を第6種
事業（新設）とする。

事業区分	業種区分	みなし仕入率
第1種	卸売業	90%
第2種	小売業	80%
第3種	製造業	70%
第4種	その他の事業	60%
第5種	金融業及び 保険業 サービス業	50%
第6種	不動産業	40%

2.課税売上割合の計算方法の改正

消費税の課税売上割合の計算上、金銭債権の譲渡については有価証券の譲渡と同様に、譲渡対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとなります。

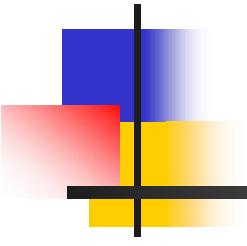
課税売上割合の計算上、資産の譲渡等
に算入する。

改正

課税売上割合の計算上、譲渡対価の5%相
当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。

適用時期

- みなし仕入率・・・平成27年4月1日以後に開始する課税期間より適用。
- 課税売上割合の計算方法・・・平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用。



その他

自動車重量税の見直し（国税）

ポイント

エコカー減税を拡充するとともに、一層のグリーン化促進の観点から、経年車に対する増税が行われます。

改正内容

1.エコカー減税の拡充

対象車の例	現行の税額		改正案の税額	
	新規検査	最初の継続検査	新規検査	最初の継続検査
2015年度燃費基準 +20%超の自動車	免除	50%軽減	免除	免除

※2015年度燃費基準とは、燃費が16.8km/ℓを達成している乗用車等をいう。

2.経年車に対する増税

車種	車検期間	車両重量	現行の税額 (円)	改正案の税額	
				H26.4/1～ H28.3/31	H28.4/1以降
乗用自動車	2年	0.5t毎	10,000	10,800	11,400
	1年	〃	5,000	5,400	5,700
トラック	2.5t超	1年	1t毎	5,000	5,400
	2.5t以下	1年	〃	3,800	3,900

適用時期

平成26年4月1日以後に新規検査（経年車については継続検査）を受ける車両より適用。

自動車取得税・自動車税・軽自動車税の見直し（地方税）①

ポイント

環境性能の優れた車両の普及を目的とし、環境負荷に応じた車体課税の見直しが行われます。また軽自動車税については増税が行われます。

改正内容

1.自動車取得税

(1) 平成22年度燃費基準を満たす自動車等に対する税率の引下げ

自動車の種類	税率	
	現行	改正案
自家用自動車（軽自動車を除く）	5%	3%
営業用自動車、軽自動車	3%	2%

(2) エコカー減税割合の拡充

対象車種	減税率	
	現行	改正案
2015年燃費基準+10%超達成	75%減税	80%減税
2015年燃費基準達成	50%減税	60%減税

2.自動車税

(1) 環境負荷の大きい自動車に対する増税

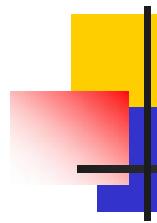
対象車	新車新規登録からの経過年数	超過割合	
		現行	改正案
ディーゼル車	11年	概ね10%増	バス・トラック 概ね10%増
			上記以外 概ね15%増
ガソリン車 LPG車	13年		バス・トラック 概ね10%増
			上記以外 概ね15%増

(2) 環境負荷の小さい自動車に対する減税

自動車の種類	1年目の減税率	
	現行	改正案
エコカー（次世代自動車）	50%減税	概ね75%減税
2015年燃費基準+20%超達成		
2015年燃費基準+10%超達成	50%減税	概ね50%減税
2015年燃費基準達成	25%減税	廃止

適用時期

- 自動車取得税 平成26年4月1日以後に取得される自動車に対して適用。
- 自動車税 平成26年度及び平成27年度に新規登録された自動車に対して適用。



自動車取得税・自動車税・軽自動車税の見直し（地方税）②

ポイント

環境性能の優れた車両の普及を目的とし、環境負荷に応じた車体課税の見直しが行われます。また軽自動車税については増税が行われます。

改正内容

3.軽自動車税

自動車の種類			現行	改正案			
			平成26年度税額	平成27年度税額	平成28年度以後税額		
		取得時期及び経過年数不問		H27.4/1以後取得の新車			
四輪以上	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900		
		営業用	5,500	6,900	8,200		
	貨物用	自家用	4,000	5,000	6,000		
		営業用	3,000	3,800	4,500		
三輪			3,100	3,900	4,600		
原動付自転車	50cc以下		1,000	2,000			
	50cc超~90cc以下		1,200	2,000			
	90cc超~125cc以下		1,600	2,400			
	ミニカー		2,500	3,700			
軽二輪 (125cc超~250cc以下)			2,400	3,600			
小型二輪(250cc超)			4,000	6,000			

適用時期

軽自動車税 平成27年4月1日以後に新規取得される新車から適用。

換価の猶予制度及び納税猶予制度の見直し

ポイント

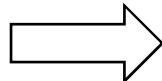
納税者の実情に適合させるために換価の猶予の特例が創設され、換価の猶予及び納税の猶予の要件についても見直されます。

改正内容

【換価の猶予の特例】

【現 行】

- ・滞納者からの申請が要件ではなく、税務署長が職権をもって行使



【改正案】

- ・納期限から6ヶ月以内の申請により審査

【納税の猶予及び換価の猶予の要件】

留意事項	現 行	改 正 案
担保の徴収	原則として猶予の対象金額が50万円を超える場合は担保が必要	<ul style="list-style-type: none">・原則として猶予の対象金額が100万円を超える場合は担保が必要・猶予期間が3月以内の場合は不要
納付方法	猶予に係る金額を適宜分割して納付 (分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない)	滞納者の財産の状況及び納付能力からみて合理的かつ妥当な金額を猶予期間で分割して納付

適用時期

換価の猶予の特例については平成27年4月1日以後に納期限が到来する国税について適要され、要件については同日以後に行われる納税の猶予の申請又は同日以後に行われる換価の猶予に係る国税について適用

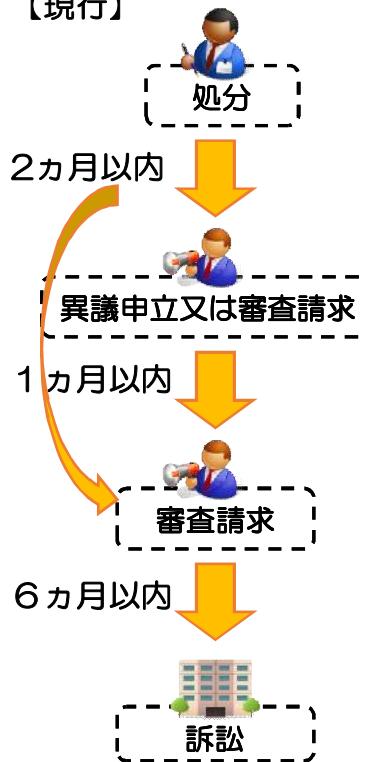
不服申立制度の見直し

ポイント

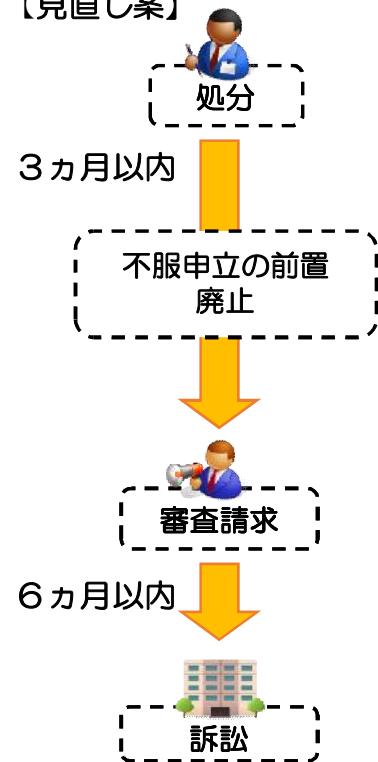
行政不服審査法の改正に伴い、国税及び地方税の不服申立制度が見直されます。

改正内容

【現行】



【見直し案】



【改正案の概要】

行政不服審査法の改正に合わせ、国税及び地方税の不服申立制度についても見直しが行われます。

◆国税

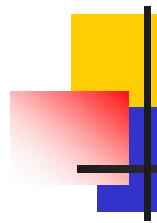
- 不服申立期間について、現行の処分があったことを知った日の翌日から2月以内の期限が、3月以内へ1月分延長されます。
- 処分に不服がある者は、現行の不服申立の前置である異議申立をせずに、直接審査請求ができるようになります。
- 原処分庁から提出されたものに限らず審理関係人は、職権により収集した資料を含め関係する物件の閲覧及び謄写を求めることができます。
- 審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続規定の整備が行われます。

◆地方税

- 督促に欠陥があることを理由とする不服申立期間を、現行の30日以内から、差押えに係る通知を受けた日の翌日から3月以内に延長されます。
- 固定資産の価格に係る不服審査について、審査の申出をできる期限を、現行の60日から、納税通知書の交付を受けた日後3月以内に延長されます。

適用時期

改正行政不服審査法の施行の日より適用



税理士制度の見直し

ポイント

税理士制度について、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、次の見直しが行われます。

改正内容

①調査の事前通知の規定の整備

税務職員が税務調査を行う場合において、その調査対象会社がその申告に関して、税理士法第30条の規定による書面を提出している場合は、その書面に記載された税理士に対し調査の事前通知をしなければならない。

②補助税理士制度の見直し

他の税理士又は税理士法人の補助者として常時税理士業務に従事する税理士（補助税理士）について、その所属する他の税理士又は税理士法人の承諾を得て、他人の求めに応じ自ら税理士業務の委嘱を受ける場合の手続を設ける。

③税理士に係る懲戒処分の適正化

税理士に係る懲戒処分のうち、税理士業務の停止について、その期間を2年以内（現行1年以内）とする。

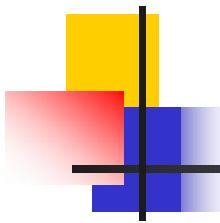
④電子申告等に係る税理士業務の明確化

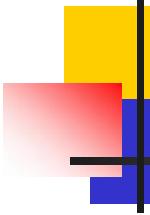
電子申告等の電子情報処理組織を使用して行う業務について、税理士業務に含まれることを明確化する。

⑤その他所要の措置を講ずる。

適用時期

- ① 平成26年7月1日以後に行う事前通知より適用
- ②③ 平成27年4月1日以後に適用





平成26年度税制改正冊子作成委員会

平成26年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

- 〔本 部〕 大黒裕子、河合匠、栗原有加、小泉純一、田井貴彦、高尾英一、田中久計、東山秀之、松山浩也、三世川知生、山中昂、森英亮
- 〔城 南〕 秋田大策、江渡美紀、岡本有晃、大橋勇太、金子勲、蔵方賢治、古閑俊郎、小坂光重、小柴徹久、島原由佳、清水博崇、関伸一郎、高橋学、土田道太、中山伊知郎、間所光洋、三宅晴久、安井尚史
- 〔神奈川〕 中村浩之、百武美和子

事 務 局

- 〔本 部〕 長谷川ルリ子
- 〔城 南〕 木屋正樹、松原喜一郎、小林浩二

連 絡 先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
TEL 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子
- 〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20
TEL 03-3700-3331 担当 木屋正樹・松原喜一郎・小林浩二

本資料は、平成25年10月1日に公表された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」、平成25年12月12日に公表された「平成26年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、平成26年度の予定される税制改正の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行なうときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。